
特集 揺らぐジェンダー——地域社会から考える

アタバの娘事件を読む

現代エジプト社会における性の象徴性

The Case of Sexual Assault in Cairo's Ataba Square:
Public Dispute on the Issue of Sexuality in Egypt

長沢 栄治*

NAGASAWA Eiji

キーワード：性暴力，都市空間，マスメディア，イスラーム法，名誉

KEY WORDS: sexual assault, urban space, mass media, Islamic law, honor

In an evening of March 1992, during the period of Ramadan, an unbelievable sexual assault reportedly took place at the bus terminal in Ataba Square, Cairo's most popular commercial center crowded with the shoppers. Unbelievable was that this assault was done in the midst of crowds. The coverage of this case and the hot dispute that followed in the Egyptian press seriously struck the people at the basis of the moral and the social order of the Egyptian society, although this case resulted in a surprising end after a long-term trial, that is: the suspects were found innocent. This case in Ataba Square provides us interesting aspects with regard to the various problems related to the sexuality and social change of the contemporary Egypt.

In this paper, by making use of articles of newspapers and magazines in those days as primary sources and materials, the whole story of the case that consists of contradictory testimonies and the social impact will be illustrated. And the implications of the case shall be discussed. They include the following themes: the peculiarity (boundary and center) of urban space specific to Ataba Square, historical context at the time of this assault (the transformation of political and economic regime following after the Gulf War in 1991), the linkage between the sexuality and the communal sense (analogy to the descriptions in the Egyptian agrarian novels), changes of family relationship, the honor and the sexuality in the popular sense of orderliness and justice (with relation to the application of the Islamic law), and the sense of social crisis.

* 東京大学東洋文化研究所教授 Professor, The University of Tokyo

はじめに

地域研究は、しばしば人々の悲しみや不幸を考察の素材に選ばざるをえないことがある。その場合、人のこころの傷や痛みを理解するところ少なく、無邪気な好奇心と無神経な探求心に導かれた知的満足の結果に終わってしまうことに、何よりも自戒をしなければならぬ。とはいえ、本稿で後ほど引用するアラビア語のことわざが示すように「手を水につけたままの人には、手を火で焼かれる人の気持は分からない」のではあるが。

アタバの娘事件とは、カイロの中心街にあるアタバ広場で1992年3月に起きた婦女暴行事件の通称であり、当時、異常ともいえる社会の関心を集めた。ラマダーン（断食）月の人出で混雑するバス・ターミナルにおいて、公衆の面前で若い女性が暴行を受けたという衝撃的な報道は、エジプト社会の倫理秩序を根底から覆す犯罪として当時、人々を一種のパニック状態に陥れた。この事件の衝撃の大きさを日本の読者に分かりやすいようにあえて例を挙げるなら、1988-89年の連続幼女誘拐殺害事件や1997年の神戸少年殺人事件などがそれに匹敵するであろうか。

以下で紹介するように、人々の関心を集めたこの事件は、長い審理の結果、意外な結末を迎えることになる。アタバの娘事件は、事件のこうした真相をめぐる錯綜した議論とともに、現代エジプト社会の性に関するさまざまな問題を考える材料を提供する興味深い事件であった。以下、本稿では、同事件に関する新聞雑誌の報道記事を用いて、事件の経緯とその社会的反響を紹介し、現代エジプト社会の理解のために事件がどのような意味をもつものであったか、筆者なりの解釈を示してみたい。

さて、本論に入る前に、ここで使用した資料の限界についてお断りしておきたい。このエジプトでは想像もつかない事件は、当時、過熱した報道を招き、新聞や各種雑誌、そしてテレビなど多くの媒体で連日のように取り上げられた。こうした事件をめぐる膨大な量の情報に対して、本稿で使用するのは、事件当時、筆者が日本国内で入手可能であった日刊紙一紙（『アル・アハラーム』 *al-Ahrām* 紙）と週刊誌二誌（『ローズ・エルユーセフ』 *Rūz al-Yūsuf* ; *Rose el-Youssef* 誌、『アル・アハラーム・アル・イクティサーディー』 *al-Ahrām al-Iqtisādī* 誌）だけであり、事件報道の全容を把握するには不十分である。ただし、こうした情報が限定的であるがゆえに具体的な情報を詳細に紹介し、なおかつ焦点をしぼって分析することができた面もあるかと思う。

I. 事件の現場：アタバ広場について

はじめに、事件の舞台となったアタバ広場について解説しておきたい。なぜなら、この事件は、同じく世間を震撼させた1985年の「マアディーの娘」事件*1のような郊外の住宅地でも、あるいは砂漠やナイル河畔といった人影少ない場所でもなく、雑踏と喧噪が渦巻くカイロ最大の商業中心地で発生したからである。

筆者にとって、アタバ広場といえば鰯の缶詰にもたとえられる蒸し風呂の満員バスに詰

め込まれ、ようやくたどり着いたバス・ターミナルの圧倒される人込みの光景が思い浮かぶ。そこは、水売り屋の赤いジュース（タマル・ヒンディー）、舞い踊る埃と紙屑、露店のカセットテープ屋が流すアラブ演歌、そして行商人たちの様々なかけ声などが彩る、血の沸き立つような庶民の市場空間への入り口である*2。

アタバ広場の全景を一望するためには、アズハル・モスクに向かう高架道路から見下ろしてみるのがよい。眼下には、数知れぬ群衆の頭がそれぞれ無秩序な方向へと混じりうごめく壮観が拡がって見えるだろう。現代カイロを代表するともいえるこの光景は、猥雑な市場空間とでも表現したらよいのであろうか（事件の背景を解説した経済専門誌『アル・アハラーム・アル・イクティサーディー』誌（1992年5月11日）は、「アタバのスーク（市場）という名前の森」と形容している）。

大きなバス・ターミナルをもつ広場の周辺には、庶民的な（シャアビーな）商業地区ムースキー通りを中軸にして、その南側に「カイロの胃袋」、公設の生鮮食料品市場（スーク・アタバ）や家具製造の工房（ワルシャ）地区、北側にインテリア用品・雑貨販売のスーク・バラブラなどが拡がっている。また、後述のように往時の輝きはないにしても、隣のイズベキーヤ公園周辺には劇場や映画館、その他の歓楽施設が連なり広場の性格に独特の色彩を加えている。

しかし、アタバは、このような庶民の商業中心地という特性だけではない独特の公共空間としての個性をもっている。事件の意味を考える上で重要なこの個性は、アタバが近代カイロの都市発展に果たした特殊な歴史的役割と密接に関わっている。それは、何よりもアタバという名前の由来によって表現されているとってよいかもかもしれない。

アタバ広場の名前は、かつてここにアタバ・ハドラー (al-'Ataba al-Khaḍrā'), すなわち「緑の敷居」と呼ばれる宮殿 (sarā'i) があったことにはじまる。この宮殿には、最初の混合裁判所*3が設置されたが（1876年）、その後、同裁判所が7月26日通りに移築される（現在の最高裁の建物）のにもない取り壊され、その跡地がファールーク国王によってアタバ・ハドラー広場と命名された、といわれる [Muḥammad 1986: 277]。

アタバが都市空間としてもつ独特の個性は、カイロを東西の旧市街と新市街に分かつ境界という、この立地の特殊性に起因する。アタバは、その意味で旧市街に入る玄関口、まさに「敷居」であった。この敷居をまたいで東側の旧市街にひとたび足を踏み入れれば、

- * 1 マアディーの娘事件は、1985年の春にカイロ南郊の高級住宅街マアディー地区のはずれにある道路で数名の青年が若い女性を自動車に連れ込み集団暴行を働いた事件であり、自動車の利用という手口や若い世代の非行現象などで世間の注目を集めた。また、後述のように、強姦罪に対する死刑の適用を求める議論に大きく影響した（『アル・アハラーム』紙1985年4月16日、同86年5月13日記事を参照）。
- * 2 ただし、現在のアタバのバス・ターミナルは、地下鉄の開通ともない隣接するイズベキーヤ公園の改修工事が行なわれた結果、立体駐車場の中に場所を変えたために、当時の面影はかなり失われている。
- * 3 混合裁判所とは、ヨーロッパ人とエジプト人の「混合した」判事によって構成される、いわゆる領事裁判権を制度化した法廷制度であり、1875年に導入された。1937年のモントルー会議で廃止が決まったが、実際にこの不平等な裁判制度が廃止されたのは、1949年のことである。

そこにはイスラーム的精神世界の中核である（あるいは「奥座敷」と表現できる）フセイ
ンとアズハルの両モスクに続く華やかな街路（誤解を恐れずに言えば「門前町」）、ムース
キー通りの喧噪が私たちを迎える。この衣料品や電気製品の店が建ち並ぶ繁華街からは、
さらに数多くの路地（ハーラ）がもつれ合うように枝分かれし、これら迷路状の路地裏へ、
老朽化した伝統家屋が密集する旧街区へと人々が静かに消えて行く。

他方、これとは対照的にアタバ広場の西側には、長年積もった砂漠の埃で薄汚れている
とはいえ、ヨーロッパ調の近代的なビル群が大きな車道（シャーリウ）によって整然と直
線状に切り分けられた新市街が、ナイルの岸辺まで拡がっている。このような新市街の発
展、すなわち西洋的都市化の起点となり、またその中心点であり続けたのがアタバであっ
た。

近代カイロの都市計画は、18世紀末にナポレオンの占領軍が行なった道路建設が端緒と
される。アタバに隣接するイズベキヤ地区に駐屯したフランス軍は、旧市街の西端にあ
る同地区と、カイロの外港でありナイル河水運の拠点であったブーラク地区を結ぶ戦略
的な道路（現在の7月26日通り）を手始めに建設した。その後もアタバは、最初に敷設さ
れた路面電車のターミナルとなったし（1897年）、また中央郵便局や初めての自動回線電
話局（セントラル）が置かれた（1926年）のもここであった [Zakī 1969: 49, 52]。

また、スエズ運河の開通を記念して歌劇「アイダ」が上演されたオペラ・ハウスがす
ぐ西隣に建設された（1869年）というのも、アタバ広場の「西側」に向けた顔を表してい
る。この欧風文化の発信装置は、上述の混合裁判所とともに、エジプトの「19世紀的な近
代化」における西洋の文化的および政治的覇権を表象する場所、という立地上の特殊性を
アタバ広場に与えたといつてよいかもしれない。

もっとも、現在では焼失した旧オペラ・ハウスの跡地が無粋な立体駐車場に変わったこ
とに象徴されるように、アタバを中心に展開したエジプトの19世紀的な近代化の面影も随
分と色あせてしまった。同様に、アタバ広場の近くにあった綿花取引所（ブルサ）で大金
を手にした田舎出の地主やオムダ（村長）が怪しげな飲み屋で金を巻き上げられたとい
う、かつてよく流布し大衆演劇の題材にもなった逸話 [長沢 1994: 197] も、今は昔の感があ
る。ナセルの1952年革命は、綿花流通を国有化し、農地改革によって地主層に大打撃を与
えたが、同時に公娼制度を廃止し、イズベキヤ地区にあった売春宿や歓楽街の赤い灯を
消した。社会的公正と健全な民衆的倫理を掲げる社会的中下層の革命によって、綿花経済
に支えられた19世紀的な近代の文化や風俗は、後景に退くことになった。

しかし、今日のアタバという都市空間にさらに大きな影響を与えたのは、ナセルの行な
った政治革命よりも、同時期に起きた人口の都市流入による社会変化であつただろう。急
激な都市化に伴うカイロ、および同市を中心とする大カイロ圏の発展は、上記の新市街・
旧市街の対照性を基調にしながらも、郊外の田園都市計画にもとづく高級住宅区と工業労
働者地区、墓場が居住地となった「死者の街」をはじめとするスラム地区、これと競い合
うように外に拡がる中間層住宅区など、性格を異にする様々な都市空間の共存状況をもた

らした*4。アタバは、先に述べた近代・前近代という二つの都市空間の間における境界領域としての性格を根底に維持しながらも、さらに今日では多様な都市空間を結ぶ移動の交点という、公共空間における新しい中心性を獲得しているのである。

エジプト社会の倫理秩序を根本から揺さぶったアタバの娘事件が、他ならぬこのようなアタバという特殊な都市空間で発生したことは、たんなる偶然とはいえない象徴的以上の意味があった。

II. 報道に見る事件の顛末

警察の記録ではムースキー管区第92/1779号事件（鑑識番号第265事件）、一般には「アタバの娘 (fatāt al-'ataba) 事件」（あるいは「アタバ広場事件」）という名で知られるようになったこの事件は、1992年3月19日の夜10時に発生した（『ローズ・エルユーセフ』誌 1994年9月26日）*5。本稿で資料として使用した新聞と雑誌の紙面に、同事件が最初に報道されたのは、3月23日のことであるから（『アル・アハラーム』1992年3月23日）、この時点で事件発生からすでに3日あまりが経過していたことになる。

エジプトにおいて大きな社会的・政治的事件が公に報道される場合にしばしば見られることであるが、この最初の記事が掲載される前に、広まった噂を通じて事件がすでに多くの人々の間で知れ渡っており、その結果、新聞当局もあまりにも衝撃的なこの事件を公式に報道せざるを得なくなったという状況があったのかもしれない。この記事には、「アタバの娘に対する暴行容疑者にさらに45日の拘留延長」という、すでに事件が周知であることを前提にした見出しが付けられている。同記事の内容は、以下の通りである。

【『アル・アハラーム』紙1992年3月23日記事】「会計士を含む四人の容疑者が運輸公団のバス内で醜悪な犯罪を犯した。犯人のうち二人が、母親と一緒にいた娘を後ろから引っ張り倒し、乗客が驚く中で暴行 (i'tidā') を加えた。この二人は、取り調べにおいて上記の容疑を否認しているが、タラ [カイロ南部の砂漠沿いにある地区] ([] 内は筆者による説明。以下同様) の拘置所移送の措置を受けた」。

この最初の記事では、事件の取り扱いが小さかったが、翌日の報道では、これより7倍ほど大きい紙面を取った社会面のトップ記事となり、詳しい目撃証言などが掲載された（『アル・アハラーム』紙1992年3月24日）。エジプトの主要紙の中でもとくに高級紙とされる同紙においては、きわめて例外的である暴行状況の詳細な描写がこの日から始まった。容疑者の実名報道が最初になされたのもこの記事であった*6。

* 4 大都市カイロの空間構造については、[店田 2000]、とくに第4章「首都『カイロ圏』の都市分析—カイロ1986年—」を参照。また、エジプトの都市化に伴う住民の社会意識の変容と都市空間構造の関係については[長沢 1991]によるアレキサンドリア市の事例も参照。

* 5 ただし、同じ『ローズ・エルユーセフ』誌（1992年12月28日）は、3月20日金曜日の夜で、ラマダンの終りにある祭日、ウナム・バイユームの前日であったとしている。一方、『アル・アハラーム』紙（1992年3月29日）は、「木曜日 [すなわち3月19日] の夜の事件」としている。この違いは、イスラーム暦が一日の起点を夜とすることにあるのかもしれない。

【『アル・アハラーム』紙1992年3月24日記事】「アタバの娘事件：容疑者の会計士、刑務所移送前に自殺未遂。検察全ての証人に対し目撃証言を要求」という見出しが付けられた同記事の内容は、以下のとおりである。

「検察は、犯人の数を特定し犯行の手口を解明するために、多くの目撃者から証言を求めて捜査を進めている。一方、アタバ広場の娘の凌辱 (hatk al-'ird) 事件の容疑者、会計士ガマル・バドリーは、もう一人の容疑者、ガマル・アブールハマド・イスマイル (無職) とともに45日の拘留延長となり、刑務所に移送される車内で昨日、手首の動脈を切り自殺を試みたが、すぐに病院に運ばれ、応急措置が取られた。彼が自殺を試みたのは、不正 (ズルム: *ẓulm*) を感じたからだという。

一方、捜査当局が明らかにしたところによれば、逃走中とされる他の二名の共犯者は、実際にはおらず、被害者の女性自身も会計士は犯行に関与せず、無職の男だけの単独犯行だと供述している、という。複数の目撃者は、犯行の様子を以下のように証言している。

当初、無職の男は、バスの前に立っていた被害者の娘に体を押しつけていたが、娘がバスのステップを上ろうとするのを邪魔してさらに激しく体をくっつけて、スカートのジッパーを引っ張った。するとジッパーが裂けてスカートが脱げ落ち、娘は半裸になった。それから、男はバスの外で泣き叫び助けを求める娘の前に立ちほだかり、地面に押し倒して娘にのしかかった。彼は犯行に没頭しているところを逮捕された。

検察官は、娘が乗車しようとしたバスの運転手、車掌、そしてスカートが脱げ落ちた娘に体を隠すようにとガラビーヤ [長衣] を差し出した女性からも証言を求めた。また、取り調べに対し、娘と母親は、容疑者たちとはこれまで面識もまた揉め事もなく、復讐に係わる怨恨 (*khuṣūmāt tha'riya*) もなかったと述べている」。

【『アル・アハラーム』紙1992年3月25日記事】この次の日の記事には、さらに詳しい目撃証言が掲載される。「首席検察官、検察の調査続行を指示。目撃者の女性：娘の半裸と出血を見て、自分のガラビーヤで隠した」という見出しの同記事の内容は、以下のとおりである。

「首席検察官は、昨日、自ら最初の取り調べを行ない、多くの目撃者の中で行商人と娘にガラビーヤを与えた婦人から次のような証言を得た。

目撃者1ヒシャーム・アリー・タマーム (行商人) の証言：「バスの停留所で時ならぬ騒ぎを聞きつけ、群衆の中に飛んでいって入ってみると、片手に拳銃を持った警官が、もう一方の手で一人の男の襟をつかんでいるのを見ました。私は、この警官にもう一人の犯人を

* 6 『アル・アハラーム』紙は、1876年に創刊されたアラブ世界でもっとも権威ある新聞のひとつである。とくに、ナセル時代にムハンマド・ヘイカル編集長のもとで高級紙としての公的地位を確立し、現在でもエジプト政府の見解を公式に代弁する半官紙である。したがって、同じく半官紙の『アル・アフバル』 (*al-Akhbar*) 紙などの大衆紙や野党紙などと比べると社会面に割かれた紙面は小さい。

* 7 『アル・アハラーム』紙の記事で使われる文章は、間接話法であるが、ここでは直接話法に書き改めた。

逮捕するまで、こいつを捕まえていてくれ、と頼まれたんです]*⁷。

目撃者2 アジーザ・サラーハッディン・アブデルワッハブ（タバコ屋女主人）の証言：「助けを求める大きな叫び声を聞いたので、声があるところに行くと、バスから20メートルほど離れた場所で半裸の娘が血を流しながら座りこんでいるのを見つけました。そこで娘に体を隠すようにガラビーヤを渡したんです。娘の隣には母親と二人の妹がいましたが、誰も彼も最悪の状態で、娘はヒステリーを起こしていました」。彼女は、警官が最初に捕まえたのは、ガマル・アブールハマド〔無職の男〕の方だとも証言した<以下略>」。

【『アル・アハラーム』紙1992年3月26日記事】「アタバの娘事件：娘の母、醜聞 (faḍiḥa) を恐れて娘の衣服を隠す。新たな目撃者、娘を押さえつけた後で逃亡した二人の犯人の特徴を証言」という見出しのこの記事の内容は、以下のとおりである。

「娘の母親が娘の醜聞を危惧して隠匿していた衣服が検察に引き渡され、この娘の血の付いた衣服は監察局に回された。また、新しい目撃者によって、逃亡中である二人の犯人の特徴に関する初めての証言が得られるとともに、会計士の犯行への加担が確認された。目撃者1 アハマド・アブデルバディーウの証言：それは、私が帰宅するため一時間ほどバスを待っていたときのことです。そのとき二人の容疑者は、停留所にバスが到着するたびに女性の乗客たちに体を押しつけていました。そのうち、ガマル・バドリー容疑者〔会計士〕がある女性に触り、彼女が嫌がって声をあげるのも聞きました。一方、ガマル・アブールハマド〔無職〕の方は、雑踏の中で女性を胸に抱きすくめたり、気持ちの悪いやり方で女性たちの体の敏感な部分に手を伸ばそうとしてました。やがて、17番路線のバスが到着すると、二人の犯人は「被害者」の娘がバスに乗るのを邪魔したのです。そこで娘は、後ろのドアから離れて、前のドアから入ろうとしましたが、またも男たちは娘を追いかけて、激しい混雑の中、彼女が再びバスに乗ろうとしたとき、二人して娘の背後から手をかけました。それから、ガマル・アブールハマドは、娘の両足を引っ張り地面に引きずり倒し、衣服をはぎ取ったんです。奴は、半裸のまま地面に倒れ込んだ娘の体に下の方から手を伸ばしました。一方、会計士の方も拳銃の音がしたときには娘を手で触っていたように見えます。さらに、別の二人の男が動かないように娘の腕をつかんでいました。奴らの特徴は、一人が田舎風のガラビーヤを着てやせて背が高い男で、もう一人は中背で小太りの男でした。二人は、銃声が聞こえてバス停が大騒ぎになるとすぐに見えなくなりました。

目撃者2 カーメル・アブデルムネエム（露店商）の証言：いつものようにバス停の近くのアタバ広場で店を広げていると、突然、銃声を聞き、見ると警官がガマル・アブールハマドを捕まえていて、他の犯人を逮捕するまでこいつを捕まえといてくれ、と人々に頼んでいました。すぐにあたりは、すごい騒ぎとなり人込みでごったがえしました。しばらくして警官がガマル・バドリーを捕まえてきました。アハマド・サクラーンというもう一人の目撃者から聞いた話ですが、ガマル・アブールハマドは、娘の衣服をはがして、血が流れるまできつく抱きついていたということです<以下略>」。

【『アル・アハラーム』紙1992年3月29日記事】「アタバの娘と母親に対して四時間に及ぶ事情聴取がなされる中、娘は、自分こそが被害者であり、犯人は四人いたと証言する」というこの記事で、はじめて被害者の発言が掲載される。以下は、その内容である。

「検察は、他の目撃者たちの証言との食い違いをめぐって、娘と母親に対し四時間にも及ぶ尋問を続けた。被害者の娘は、この醜悪な犯罪の唯一の被害者である自分だけが、誰よりもよく事件のことを知っている」と強調した。

被害者の娘の証言：地面に押し倒された私は、容疑者がガマール・バドリーによって両足を押さえつけられ、もう一人のガマール・アブールハマドに体の敏感な部分を手で触られました。さらに、別の二人の男が後ろから私の前腕をつかんでいたのですが、彼らの特徴を見て取ることはできませんでした。四人の男は、私をバスのドアから引きずり降ろし、下着をはぎ取ったのです。

また、容疑者の手が血で汚れていなかったことについて訊かれると：それは、皆が二人の男を捕まえて激しく殴ったから、警察署で彼らが手を洗ったためではないでしょうか。つまり、多くの乗客たちが彼らに復讐を行なった (intaqama) ため、ガマール・アブールハマドの顔は、血だらけになったんです」。

次に、他の目撃者の証言との食い違いについて訊かれた被害者は、「この嫌らしい暴行を受けたのは私です。犯人たちをこの目で見て、何が起こったかについて誰よりも知っています」と訴えた。また、母親も娘の主張を支持し、「犯人は四人いました。奴らは二手に分れ、一方の二人が娘を後ろから押さえつけ、また [もう一方の二人のうち] 一人が娘の両足をつかみ、別の一人が娘の体に手を伸ばしたんです」と証言した。

【『アル・アハラーム』紙1992年3月29日記事】「検察、アタバの娘に関する監察医の報告を受領。処女膜の破損、右腕の裏に人の歯形があった」という見出しの記事の内容は、以下のとおりである。

「昨日、検察官が受け取った監察医 [後出の『ローズ・エルユーセフ』誌 (1992年12月28日) の記事によるとこの監察医は女医である] の報告によれば、処女膜 (ghishā' al-bakāra) に一本の指の挿入による部分的な破損が見られるが、同時に複数の傷が残っていることから、犯人は単独犯ではないことが確認された。検察は、さらに娘の衣服についた血液の化学的な成分分析を指令した。監察医の報告の詳細は、以下のとおりである。

『処女膜に破損 (tamazzuqa) が、そして左前腕の裏に人の歯形 ('aḍḍa) が認められた。また、左足にも複数の打撲傷 (kadamāt) があるが、これは力ずくでつかまれたときについたものであろう。また、左の太ももの中央にも複数の傷が見られるが、これは外性器に手を伸ばそうと太ももを押し広げたとき指で圧迫されてできたものと思われる。また、両太ももの裏には擦傷 (saḥajāt) と引っかき傷 (khudūsh) があるが、これはごつごつした表土の上で擦ったためであろう。処女膜に関して言えば、一部の破損、すなわち部分的な引っかき傷があり、また性器の一部に認められる傷は、一本の指を差し込んだこと (idkhāl) によるもので、これは単一の人物が行なった挿入 (tadākhu) の結果、生

じたものと考えられる。その他の傷について言えば、これらは複数の人物によるものであろう。以上の観察された傷が発生した時間は、血がにじむほどの跡を残すほど暴力的に下着を脱がされたという被害者の証言とも一致する』。

しかしながら、検察官は、監察医の報告が被害者やその他の目撃証言と一致している点を認めながらも、依然として食い違いや矛盾が残っていると指摘した。また同時に、会計士ガマル・バドリーの弁護士が、同容疑者には片足に麻痺があり、このような犯行はできないと主張して、調査のやり直しを請求したことも明らかになった。しかし、検察は、調査の段階はすでに終了したとして、この請求を退けた」。

【『アル・アハラーム』紙1992年4月1日記事】「二人の犯人は、容疑事実と目撃者の証言を否認」という見出しのこの記事の内容は、以下のとおりである。

「検察官は、容疑者に対し目撃者の証言と処女膜の破損に関する監察医の報告について尋問を行なった。第一容疑者ガマル・アブールハマドは、血が流れるまで娘の体の敏感な場所に指で触ったという複数の証言と、処女膜の破損の報告に対し、目撃証言の事実を否認し、被害者の娘とは面識がなく、事件と無関係であると主張した。一方、ガマル・バドリー容疑者は、被害者の左上腕部と左足にある痣について、彼女の足をつかんでいたという目撃証言を否定し、同じく被害者とは面識がないと応答した」。

以上が、『アル・アハラーム』紙によるアタバの娘事件に関する報道の紹介である。しかし、上記の報道を少しでも注意深く読まれた読者には、犯行の事実が、被害者と容疑者の供述、そして目撃者による複数の証言においてさまざまに異なっている点にすでにお気づきかと思う。同紙に載った論説記事「社会学的観察」（シヌート・ハリーム・ドース博士『アル・アハラーム』紙 1992年4月12日）は、「一つの事件に10人の目撃者の証言がすべて食い違っているというような状況は、物的証拠の乏しさとともに容疑者全員の無罪を証明するものだ」と解説している。

さて、本稿が『アル・アハラーム』紙とともに主要な資料としている総合週刊誌『ローズ・エルユーセフ』*⁸は、この錯綜した事件の顛末を次のように叙述している。それは、「アタバの強姦事件の真実」（同誌1992年3月30日）*⁹と、「“今年の犠牲者”は、アタバの娘」（同誌 1992年12月28日）という見出しの二つの記事であり、そこには同誌らしい脚色があった詳しい描写が見られるが、ここでは紙面の制約があるため、内容的に重複の多い両者をまとめて簡略に紹介するとともに、3月30日の記事において、はじめて被害者の氏名が公表されるとともに、容疑者と被害者の居住地が明らかにされた点にも言及しておきたい。

* 8 『ローズ・エルユーセフ』誌は、エジプトの代表的な週刊誌であり、『アル・アハラーム』紙など他の主要新聞雑誌と同様に政府系のマスコミである。1952年革命前の時代には議会政治に対する辛口の批評、ナセル時代には左派の論説記事などが誌面を賑わした。門戸開放政策後の現在では「柔らかない」内容の政治記事・芸能記事を中心に編集されている。

* 9 ただし、後述のように、この婦女暴行 (i'tida') 事件は、報道された限りにおいて凌辱 (hatk al-'ird) であって強姦 (ightisab) ではなかった。

【『ローズ・エルユーセフ』誌 (1992年3月30日, 同年12月28日) による事件の再現】

「被害者であるシャーヒナーズ, 愛称ノーサは, 商業高校を卒業した後, 40エジプトポンドの月給で (これは一か月にほんの数回, 家族のために肉を買える程度の金額であるという) 弁護士事務所に勤めている22歳の女性である。事件の当日, 彼女は, 40歳がらみの母親と二人の妹と一緒に, アタバにラマダーン月のイード [お祭り] に新しい着物を買いに来た帰り道, プーラク・ダクルール地区 [ギーザ県にある庶民地区] のナーヒーヤー区 [同地区のさらにはずれにある元農村地帯] 行きの17番のバスを待っていた。一方, 容疑者の一人, 建設労働者 [『アル・アハラーム』紙では無職とされた] ガマル・アブールハマドは, 裕福なドッキ地区 [プーラク・ダクルール地区に行く途中にある中上層住宅区] に埋め込まれた形の貧民区, イズバ・アウラード・アッラーム [イズバという名前からやはり元農村地帯であろう] にある自宅に帰るため同じ路線のバスを待っていた。女性との付き合いの経験が乏しい彼は, 被害者に目配せをしているうちに彼女が「釣り針」に引っかかったという感触を覚えた。一方, 国民銀行に勤める会計士ガマル・バダウィー [同容疑者の氏名は『アル・アハラーム』紙ではガマル・バドリーであった] も同じ路線のバス停にいた。彼は, 本来ならハリーフア地区 [カイロ市南東部の「死者の街」に接する庶民地区] のリファーイー通りにある家に帰るため84番のバスを待つはずであったが, バス停留所の監督官が目撃したところによれば, 彼は17番の路線があるバス停のあたりをうろついていたという。

その日の夜12時近く [『アル・アハラーム』紙は犯行時刻を10時としている], ようやく待った終バスがやって来た。日頃の経験から母と妹二人は殺到する乗客の中に体を預けてうまくバスに乗ることができたが, 出遅れたノーサはバスのステップで転んでしまった。そこは, ちょうどガマル・アブールハマドの目の前だった。待ちかまえていた彼は, ノーサの太ももを両腕で引っ張り, 公衆の面前で, 性に関して禁忌 (ハラーム: ḥarām) とされる悦楽の行為 (ムトア: mut'a) を始めた。しかし, 彼女は気を取り戻してその手を逃れ, 後ろのドアからバスに乗ろうとしたが, 『酩酊』状態にあった若者は彼女の背後に回り, さらにスカートをつかみ, ジッパーを開けて掌を温かい肉体の上で動かした。〈中略〉ノーサは, ドアの外に逃げようとしたが地面に倒れてしまった。そこにアブールハマドがのしかかり, さらにその欲望を実現しようと心に決めていた雑踏の中のその他の何人かの男がこの犯行に加わった。地面に転がったノーサは, すべての者の前に置かれた一塊の肉であった。彼女の母によれば, 会計士ガマル・バダウィーも, このゲームに加わったという。彼女は, もう一度逃げようとしたが, 今度は別の二人の男に捕まってしまった。そして, ついにアブールハマドは, 『彼の話をやり返した』。しかし, この事態は, 私服警官が放った二発の銃声によって終了した。警官は『宗教的テロリスト』が騒ぎを起こしたと考えたのである。しかし, 二回の発砲を聞くまで, すべての人々は, バスの運転手や車掌, 監督官や物売りたち, そして乗客たちは, 『酩酊』状態に陥っていた。ノーサが言うところによれば, 彼ら全員はただ眺めているだけであった。行動を起こすことができない

ほど誰も無力ではなかったというのに」。

同誌が伝える事件の顛末は、『アル・アハラーム』紙と比べると、とくに犯行の描写の部分が誇張されて伝えられている印象を与える。それは、おそらく事件の報道というよりは、事件を「目撃」した人たち、さらにはそれを伝え広めた人たちの想像と恐怖、そしておそらくは願望の表現でもあったのかもしれない。しかし、この報道が最後の部分で述べている目撃者たちの傍観という態度は、公衆の面前で行なわれた婦女暴行というエジプトでは考えもつかない事件と同様に、社会に大きな衝撃を与えた問題であった。

III. 事件の反響

アタバの娘事件が報道されて一週間が過ぎた頃から、事件の事実関係の報道とともに、事件が社会に与えた影響、事件への対策、そして事件そのものの解釈に関する記事や論説が見られるようになる。これらの記事の内容は、以下のように分類することができると思う。それは、(1) 犯行を拱手傍観していた目撃者や乗客の態度に対する非難、(2) 警察批判と治安の強化、(3) 婦女暴行に対する刑罰強化、(4) その他としてマスコミの報道批判、である。

以下では、それぞれのテーマについて記事や論説を紹介しよう。

(1) 目撃者・乗客の傍観的な態度に対する非難

上に挙げた「アタバの強姦の真実」(『ローズ・エルユーセフ』誌 1992年3月30日)は、事件に対する若い女性の反応を次のように伝えている。

被害者ノーサと同じ年頃の若い女性ニールミン・ヒグリズさんは、本誌に対して次のように述べた。「犯罪をまるで映画のシーンであるかのように眺めていただけで何もしなかった目撃者全員は罰せられるべきです」。また、同じくニスリーン・サイイドさんは、「何が起こったのかまったく分からないわ。人々には勇気(シャハーマ:shahāma)が欠けていたんじゃないかしら」と語った。また、ダリヤー・ファウジーさんは、アタバで起きた事件を耳にしたとき、思わず悲しくなっただけで叫んだ。「こんな事件に出遭ったら、彼女を救いに中に入っていかなくちゃいけません。『これは私たちには関わりがないことだ』(イフナー・マールナー:ihnā māl-nā)、なんて言っていてはいけません」。

また、「アタバ広場はもう近づきたくない禁制(ハラーム)の場所だわ」と述べる女子大生ファーティン・ムハンマドさんは、さらに「これは他のどんな広場でも起きることで。でも、私は、ノーサさんに起きたことが自分にも降りかかったような気がしてところが痛みました。家族からは、外出は大学の行き来だけにしなさい、と言われてます。もし、外に出かけて行くことになったらどうしましょう。私の姉妹の誰にも十分な警備が必要です」。

また、『アル・アハラーム』紙(1992年4月11日)には、「民衆は行動し、アタバの事件を繰り返させなかった」という見出しの記事が載っている。同記事によると、ナイル・デ

ルタ中部のシブーン・コム市（ムヌーフイーヤ県）の公道で、五人の男たち（警察の取り調べによると職業は仕立屋・学生など）が二人の娘に暴行を働こうとしたところ、悲鳴を聞きつけた数十人の人々がこれらの若者をこらしめ、あやうくりンチ（fatk）にかけるところであったという。この事件は、アタバの娘事件が全国的な関心を引き、その結果、当時の社会全体が性犯罪に関して緊張状態にあったことをうかがわせており興味深い。また、前出の被害者自身の証言（『アル・アハラーム』紙1992年3月29日）を信ずるならば、アタバの事件においても人々は、容疑者の一人、ガマール・アブールハマドに対し「復讐」をした。これも、当時の人々の興奮状態を伝える情報だといえよう。

次に、この問題に関する識者の見解を見てみたい。前出の「アタバの強姦の真実」（『ローズ・エルユーセフ』誌 1992年3月30日）は、以下の談話を載せている。教育省大臣フセイーン・カーメル・バハーッディーン博士：「この悲劇を目撃していた人民大衆の態度はまったく不可解だ。彼らに対してこそ早急な心理学者の調査が必要なのである」。次に、ムフティー [イスラーム法にもとづく最高の法判断ができるシャイフの役職] 狛下（faḍīla）サイイド・タンターウィー博士 [当時。その後アズハル総長に昇進] の談話：「事件を目撃していた人たちの行動様式は、男気（ムルーワ：murūwa）と人間性に反するものだ」。カイロ中央検察局首席法律官ハニー・ハリール氏の談話：「目撃者たちも犯人の中に加えるべきではないかと私は考えている。ムスリムの民衆（シャアブ：sha'b）たる私たちが持つべき道徳とは、不正（ズルム）を許さないということにある。助けを求める声を聞いたら全員がすぐに行動を起こすべきだった」。社会学者（女性）イルハーン・アフィーフィー博士：「人々はスリとか窃盗とかいった犯罪は予想していたが、バス停が強姦の現場になるとは思ってもみなかったのでしょうか。なぜなら、人々は生来、『忌むべき形の』（faḥīsha）セックスは秘密裏に行なわれるものだと考えているからです」。

その他の論説記事「アタバ事件、その原因と対応」（ムハンマド・カダリー・ハサン博士『アル・アハラーム・アル・イクティサーディー』誌 1992年4月20日）は、「警察が犯人を逮捕するまで無関心を装っていた人々に見られる消極的な態度は、[ナセル時代の] 全体主義的支配が作りだしたものであり、その後 [サダト政権による] 門戸開放政策の時代に起きた社会階級の変動や西洋的価値観の流入などによって、この消極性はさらに強まったのだ」と分析している。同様に、前出の論説記事「社会学的観察」（『アル・アハラーム』紙 1992年4月12日）は、「こうした人々の周囲の出来事に対する無関心は、エジプト社会が通った文明的発展の道の結果だ」と述べている。また、「我々はアタバの事件で衝撃を受けたか？ そうだ、私たち全員に責任があるのだ」（『アル・アハラーム・アル・イクティサーディー』誌1992年4月20日、コラム「エジプト婦人」<コラムニスト：ムハンマド・バーシャ>）という見出しの論説記事は、「民衆の間に積極的な対応を取り戻すためには、イブヌルバラド [カイロ市井人の任侠の理想像] のような勇気ある国民的性格が象徴する伝統的な社会的価値の復権が必要だ」と訴えている。

(2) 警察批判と治安の強化

事件に対する世論の第二の反応は、この異常な犯罪を防止できなかった警察に対する批判であった。前出「我々はアタバの事件で衝撃を受けたか?……」(『アル・アハラーム・アル・イクティサーディー』誌 1992年4月20日)によると、事件直後に、警察が1000人近い関係容疑者を拘束したことに對する反発もあいまって、「事件が起こったとき警察はどこにいたんだ」という声が人々の間で繰り返して交わされたという。また、容疑者の指紋の跡を保全しなかった捜査上のミス(前出「社会学的觀察」『アル・アハラーム』紙 1992年4月12日)や、事件への関心が高いのに監察医の報告が10日もかかるのはおかしいといった捜査の遅れに対する批判(前出「アタバ事件、その原因と対応」『アル・アハラーム・アル・イクティサーディー』誌1992年4月20日)も見られた。また、後述のように、自分たち被害者の方が警察によって犯罪人扱いされたという被害者の母親による批判の声も報道された(『アル・アハラーム』紙1992年4月1日)。

日頃、新聞の社会面には警察に追従し手柄話的な「提灯記事」が多い点を考慮に入れば、たとえ当時が政府の報道統制が比較的緩んだ時期だったとはいえ、このように公然とした警察批判がなされたのは注目値する。しかし、こうした事件をめぐる警察批判は、さらに内務省幹部の腐敗告発に発展し、その後のマスコミ統制の強化(1995年の新聞法改正)の原因の一つになったとも考えられないことはない(長沢[1995]を参照)。

その他、新聞の報道には、あまり説得力のない論説記事「警察を弁護する訳ではないが!」(ムルシー・アターアッラー『アル・アハラーム』紙 1992年4月2日)を除いて、その後警察当局側からの反論は、しばらく見られなかったが、事件から2カ月近くが過ぎようとした頃、治安対策強化の記事が見られるようになる。「広場に交番を!」という見出しの記事(『アル・アハラーム』紙 1992年5月14日)は、一昨日(5月12日)になって、アタバ広場を含む10カ所の広場に交番(ノクタ・ショルタ)が設置され、制服・私服の警官が多数動員されたと報道し、警官へのインタビュー記事を載せて治安対策の宣伝に努めている。また、「通りに規律(inḍibāt)を取り戻すために一日取り締まり!」という記事(『アル・アハラーム』紙 1992年6月11日)は、警察の治安維持の実績を報道したもので、カイロ東部地区一斉取り締まりの成果を公表している*10。

また、治安対策ではないが、交通公団が女性専用バスの運行を一部路線で試験的に開始したと伝え、女性客たちの声を載せる記事が見られた(『アル・アハラーム』紙1992年5月3日)*11。

*10 同記事によると取り締まりの成果は、以下のとおりであった。麻薬53件、逃亡犯49人逮捕、銃砲不法所持20件、48名の乞食、151名の小物売り、127件の違法カセットテープ販売、自動車内の窃盗犯7人、260台の無許可オートバイ(うち29台を過激派集団が使用)が挙げられている。

*11 かつてエジプトの公共バスには女性専用席が設置されていたようであるが、おそらく混雑のためその後機能しなくなったものと思われる。アタバの娘事件直後に導入された女性専用バスがその後本格的に導入されたという話は聞いていない。痲漢の被害などを選り避けて経済的に余裕のある女性客は、ミニバスに乗るかタクシーに女性客だけで相乗りする手段を選んだようである。その後開通したカイロの地下鉄には女性専用車両が設置されている。

(3) 婦女暴行に対する刑罰強化

アタバの娘事件は、1980年代半ば以来、活発となった婦女暴行に対する刑罰強化を求める世論（具体的には強姦罪に死刑を適用しようという意見）に再び火をつけた。前出の論説記事「我々はアタバの事件で衝撃を受けたか?……」(『アル・アハラーム・アル・イクティサーディー』誌 1992年4月20日)は、なぜ非常事態法^{*12}を適用して犯人を逮捕しないのかという声さえ上がったことを紹介し、さらに大統領が凌辱 (hatk al-'ird) に関する法律制定を指示する共和国令を公布したと伝えている。

さて、『アル・アハラーム』紙は、4月28日と29日の二日連続して、この刑法改正問題に関する記事を掲載した。以下、これら二つの記事を要約して紹介するにあたり、資料の制約から他の問題と同様、それがこの複雑で専門的な内容をもつ議論の全体を示すものではないこと、また事態の結末まで明らかにできなかった点をあらかじめ断っておきたい。

4月28日付け記事の見出しは「改正そして改正。名誉 ('ird) をめぐるさまざまな犯罪に対して再考が望まれる。新法案は接触 (talāmus) が死刑で強姦には禁固という内容」、そして翌29日の記事には「ムフティー猥下は強姦罪に死刑適用を是認。人民議会法務委員会の委員は、合意の上の姦通 (zinā), 性的逸脱 (同性愛: shudhūdh), 女性の公道における露出的な衣服 (sufūr) に対しても刑罰の適用を要求」という見出しが付けられている。以下では、二つの記事に登場する法律専門家の意見、そして刑法改正案をめぐる人民議会法務委員会での議論を整理して紹介する。

同委員会の答弁に立ったファールーク・サイフ・ナスル法務大臣によると、今回政府が提出した刑罰強化の法改正案は、アタバの娘事件への対応として出されたものではなく、またマアディーの娘事件 (*1を参照) 以前から法務省基本問題審議会で検討してきたものであった。その理由は、1937年に制定された現行刑法では対処できない宗教的価値や市民の名誉 (シャラフ) を侵害する新しい犯罪が発生しているからである。ただし、法務大臣は、「政府は自らの意見に必ずしも固執しておらず、法案が正当性をもち合憲であることを望むだけである」と述べて、法務委員会での議論に委ねる態度を示した。

同大臣によると改正案の主たる内容は、強姦と同様に、特定の状況における凌辱に対しても刑罰を強化し死刑にするものであったが、これに対する同委員会委員長ファウジーヤ・アブドゥシタル博士 (女性) の意見は、委員会の論調を反映して批判的であった。

委員会側の批判は、強姦の罪より凌辱の罪を重くする内容の改正案は、二つの刑罰の均衡を欠くことになるのではないかと、という危惧にまとめられる。アブドゥシタル委員長は、同委員会アーデル・シドキー議員の意見を紹介して、「強姦が死刑になるのは夫から妻

*12 非常事態法は、1981年10月のサグト大統領暗殺後に公布され、急進派イスラーム運動をはじめ、政府に批判的な政治組織を統制する手段として用いられてきた。

*13 実際このような事件は、アレキサンドリア市で1984年に発生している。『アル・アハラーム』紙1984年12月25日記事参照。

を誘拐して暴行を加えた上で殺害したといったような特殊なケースのみだけだ」とも述べている*13。

さて、この法務委員会の意見を支持する立場から、刑法学の権威マハムード・ナギーブ・ホスニー博士は、強姦と凌辱の定義を次のように解説する。すなわち、「強姦 (iḡtiṣ ab) が被害者に対する性的結びつきの強制 (fard al-sila al-jinsiya) であるのに対し、凌辱 (hatk al-‘ird) とは被害者の生殖器への接触 (al-misās bi-‘awra) にすぎない。当然のことながら強姦は凌辱より重罪でなければならないが、今回の改正案ではそれが逆転している」と。同様に、カイロ大学法学部イスラーム法学教授ユーセフ・カーセム博士も、より重大な強姦への刑罰を凌辱に適用するのは法律的な欠陥であると指摘するが、ただし、名誉 (イルド) の犯罪に関する現刑法を改正するのは適当だとも述べる。

政府の改正案は、法務委員会の報告によると、反対意見の多い上記の凌辱に死刑適用という点に加えて、具体的には刑法に以下の二つの条項を追加するという内容であった。第一は、刑法第267条第3項として「女性の意志に反して性交を行なった者に懲役、ただし犯人が被害者の親族、保護者、雇われ人などであった場合には無期懲役とする」という提案である。これに対して、法務委員会は、この修正では不十分であり、「犯人が武器を携行した場合、酒や麻薬で酩酊状態であった場合、[人前で]公然と行なった (‘alāniya) 場合、さらに二人以上で犯行に及んだ場合には死刑を適用する」という無期懲役から死刑に刑罰を強化する修正案を提案している。同委員長は、この案は共和国ムフティーに法判断を仰ぎ、以下のような意見を受けたとして紹介している。彼女によれば、ムフティー猥下ムハンマド・サイイド・タンターウィー博士の見解は、以下のとおりであった。「この条文は、生命 (al-anfus) と財産、そして名誉 (al-a‘rād, イルドの複数形) を保護するイスラーム法が示すところのものとも一致する。この条文の死刑の刑罰は、ハッド刑 (ḥadd min al-ḥudūd) によっては細目 (nuṣūṣ) が規定していない非難さるべき刑罰 (al-‘uqūbāt al-ta‘ziriya), すなわち叛逆の罪 (al-ma‘āṣi) に当たるものである」。

政府の第二の提案は、刑法第290条の改正である。同条は、女性を誘拐して暴行した場合に死刑に処するという内容を持ち、これまで強姦への死刑の適用を認めた唯一の条文であった。これに対し、政府の改正案は、死刑の適用に以下のケースを追加しようとするものだった。すなわち、それは「武器を携行した場合、公然と行なった場合、複数による犯行の場合、その他の深刻な (mushaddida) 場合」には、強姦ならびに凌辱に対して死刑を適用するという内容であった。

しかし、アブドゥッシタル委員長は、この提案は委員会内部でその合法性をめぐる議論を呼んだとして、その内容を次のように紹介する。すなわち、この条文の改正点は、誘拐の場合以外にも強姦と凌辱に死刑を適用するという画期的内容だった。しかし「深刻な場合の凌辱」が死刑となり、そうでない「通常の」強姦が第267条によって数年の懲役刑に留まるという解釈も成り立ち、公正さに欠ける、と。

これに対して、政府や議会が主張する刑罰強化の提案そのものに批判的な意見も、この

『アル・アハラーム』紙記事には紹介されている。たとえば、アインシャムス大学法学部イスラーム法教授アブドルメギード・マトループ博士は、このような「地上に頽廃をまき散らす」輩に対して、法律を強化する必要はないと述べる。麻薬を取り締まる法律のように刑罰を強化しても犯罪は防げないのであり、むしろ法律の施行において無感覚 (al-tahāwun) になることの方が恐ろしい。イスラーム法の刑罰の施行で重要なのは、犯罪を前もって思いとどまらせることにあるからである。

同様に、刑罰強化に対する批判的意見として、「法律は何をしている。寝室は公道となっているのか?!」(『ローズ・エルユーセフ』誌 1992年4月13日) という記事で、アズハル大学心理学教授ムハンマド・シャアラーン博士は、次のように性犯罪を分析する。「一般に凌辱事件は、秘密の場所でひっそりとした形で行なわれる。とくに金持ちのエリートたちが陰で行なっている性暴力を法律で抑止することはできない。刑罰の強化は、社会全体を保護するのではなく、このような特権階級を保護する結果に終わる。性暴力の原因は、貧困と失業であり、またこうした暴力や強姦、そして禁じられた性的関係は、その多くが親しい人々の間で、すなわち友人や隣人、家族内など法律が取り締まれないところで起きているのだ」と。

以上、人民議合法務委員会内部の議論を中心に、性暴力(凌辱・強姦)に対する刑罰強化の議論を一部紹介した。この問題は、後でも取り上げるが、イスラーム法を「主たる法源の一つ」とした1971年憲法以降、「イスラーム法の実施」問題が重要なイシューとなった現代エジプト政治において、具体的にどのように法案が議論されるのか、実際の政策決定過程や議会制度の機能の一端が見えて興味深い^{*14}。

また、こうした政府と議会による性暴力への刑罰強化論と並んで、法務委員会内部で性暴力の発生を防止するために「合意の上での姦通 (zinā), 同性愛 (shudhūdh), 女性の公道における体を露出した衣服の着用 (sufur) に対しても刑法で処罰の対象にすべきだ」とする意見が提出されたというように、当時、性の社会的規制をめぐる議論がエスカレートしていた点にも注目しておこう。

(4) マスコミ批判

さて、最後に「アタバの娘事件」に対する反応として、事件のマスコミ報道に対する批判的意見があったことについても触れておかなばならない。

まず、前出の論説記事「社会学的観察」(『アル・アハラーム』紙 1992年4月12日)は、次のように述べる。新聞は、決して「第四の権力」などではない。内務大臣が述べたよう

*14 現代エジプトにおける「イスラーム法の実施」問題については[飯塚 1993]を参照。この強姦罪をめぐる刑法改正がイスラーム法に則って行なわれるべきであるという論調は、上記の記事において多く見られた。たとえば、前出「アタバ事件、その原因と対応」『アル・アハラーム・アル・イクティサーデー』誌(1992年4月20日)では、強姦や深刻な場合の凌辱に対する死刑適用に対し、姦通罪に対する刑罰と同等であるからイスラーム法に合致する、といった議論が紹介されている。

に、この事件はどこでも起きるあたりまえの性犯罪にすぎないのであり、普通の事件の域を越えるものではない。にもかかわらず新聞があたかも異常な事件であるかのように集中的に報道し、またエジプト民衆に勇気が欠如しているという論調を誘導したのは問題がある、と。

同じく前出「アタバ事件、その原因と対応」（『アル・アハラーム・アル・イクティサーディー』誌1992年4月20日）は、マスコミの社会秩序の保持に対する責任を追及する。すなわち、容疑者の有罪が確定するまで法律に則った安定した報道のあり方が求められるのに、容疑者が完全に有罪であるかのような記事が書かれた、と。また、前出「我々はアタバの事件で衝撃を受けたか？……」（同上誌 1992年4月20日）は、事件を詳細に報道することによって民衆の恐怖心をいたずらにあおったマスコミを非難し、同時に事件の審理とは関係のない事実まで報道するのを許した警察にも批判の矛先を向けている。

しかしながら、「アタバの娘事件」は、現代エジプト社会において決して「普通の事件」とすませてしまうことはできないように思う。むしろ、識者や政府が行き過ぎと判断した報道における異常な興奮それ自体が、検討すべき社会現象であった、というべきであろう。加えていえば、警察批判の箇所ですべてのように同事件への過熱した報道は、3年後の新聞法改正の遠因となったのかもしれない。

IV. 被害者に関する報道と事件審理の意外な結末

アタバの娘事件をめぐる報道が過熱する中で、被害者個人に対する関心の高まりを反映して、いくつかの訪問インタビュー記事が掲載された。これらの記事が示す被害者個人の情報とそれをめぐる言説は、事件の社会的意味を考える上で重要な資料になる。

まず、「強姦は引き続きなくなならない。被害者の母親は、『娘はヴェールをしていたし、礼拝もし、化粧 (al-mākiyāj) すら知らなかった』と訴える」という見出しの記事（『アル・アハラーム』紙1992年4月1日）の一部を紹介しよう。母親の写真（目の部分を隠した）を大きく載せた同記事には、以下のような被害者の家への訪問記が掲載されている。

「記者は幅2メートルの狭い路地（ハーラ）に入った [被害者の居住区であるブーラーク・ダクルール地区ナーヒーヤー区]。路地の途中に一軒の店があり、その前に三人の若者が立っている。彼女の住所を訊こうと思ったが、何となく彼女の名を口に出すのがはばかれる。若者たちも同じく話しかけられたくない様子だった。 [記者は] さらに先に進んで、家のドアをノックすると、礼儀正しい若者がドアを開けてくれ、それから三つの寝室の中央にある小さな応接間に通された。彼は、被害者の弟であると名乗り次のように語った。『自分たちは五人兄弟、うち四人が姉妹で姉は長女でした。とても心が痛みます。神よ、彼女たちとともにあり、お護り [サタラ satara: 「隠す」という意味もある] くださいますように。私たちの父は、モスクでコーラン詠唱の仕事に就いていましたが、12年前に母と離婚しました。その後、母は靴職人と再婚し、私たちはこの現在の父と一緒に住んでいます。私は、母と新しい父との間に生まれた二人の弟と同じ部屋で、そして姉妹たちは別

の部屋で寝起きしています。姉は、中背でちょっと浅黒く (khamriya) 容姿は並です。そして、ムハッガバ [muḥajjaba: ヴェールをして髪を隠し、体の線を出さない長いゆったりとしたワンピースの服を着ている状態] でした』。記者の質問:『あなたはムハッガバだというけど、[目撃者たちは彼女が] 短いスカートを着て、派手な恰好をしていたと言っていますよ』。弟:『それは違います。姉はもう三年前からムハッガバをしており、外出するときにも化粧 (masāḥiq) をしないんです。姉はきちんと礼拝もしているし、私が礼拝の義務をさぼるといって、いつも私に注意するくらいですから。すみません、今、姉は誰とも会いません。死にそうなほど悲しみに沈んでいるんです』。そこに母親が興奮して声を荒らげながら出てくる。母親:『もうすっかりくたびれたよ。誰にも会いたくなんかないね。誰も助けてくれないから。検察も警察も、まるで私たちを犯人のように扱うんだよ、被害者じゃなくて。とっても無礼な言葉遣いで。なんて罰当たりな奴らだろう (ḥarām ‘alay-hum min-hum lillah)。もう、これからバスにもタクシーにも乗らないよ。家の中にじっと座っているよ。誰も娘を弁護してなんかくれない、傷ついているというのに。まったく娘と狼の手の区別もつかないんだから。あたしはもうお終いだよ。名誉のない闘いの中で駄目になってしまったんだ。こっちの方が正しいというのに (ṣāḥiba al-ḥaqq)。いったい誰があたしの真実 (ハック) と娘の名誉 (シャラフ) を護ってくれるというのかね』。

その後、事件をめぐる嵐のような報道が途切れてしばらく月日が過ぎた、同1992年の暮れに、久しぶりに『ローズ・エルユーセフ』誌 (1992年12月28日) にアタバの娘事件の記事が掲載された。年末特集の「今年の犠牲者」は、アタバの娘」という見出しの記事には、被害者の大写しの顔写真と、二人の容疑者の写真 (一方のガマール・アブーハマドの顔は、殴打されて腫れている) が掲載されている。

この記事には、次のような被害者宅への訪問記が載せられている。「記者は、ブーラク・ダクルール地区にある狭い路地に入り、さらに一家が住む三階のアパートに向かった。アパートを登る階段は狭く暗いが、人間と警察と光で溢れた、しかしそれでも、シャーヒナーズを護ることができなかった、あのアタバ広場より、ここははるかに安全な場所なのだ。私たちとの初めてのインタビューに、普段着のガラビーヤを着た鳶色の瞳の彼女は、震えながら次のように答えた。『あなたたちはひどいわ (ḥarām ‘alay-kum)。なぜって私に事件のことを話してほしいというんでしょ。私は忘れたいのに。とってもできないわ。私が苦しいのを面白がって、みんな私を忘れようとして、私が死んだらいいと思っているんだから』。また、彼女の隣人であり弁護士であるファトヒー・ザアタル氏は、彼女について『礼儀正しい娘で、衣服も振る舞いも慎ましかで、事件の後はアパートから外に出るのを拒否しています』と証言した<以下略>」。

この記事には続いて被害者宅を二回目に訪問した際の母親の発言が載せられている。「どうしてまだ判決が下されないのか分からないよ。私と娘の権利として加害者には絞首刑になってほしい。でも、最高で7年間の懲役だと、皆が言うわ」。さらに記事には容疑

者の一人、会計士ガマル・バダウィーとのインタビューも掲載されている。警察署の三階で新調の白い服を着た容疑者は、妻モナーを連れだつて現れて次のように語った。「事件が起きたバス停で銃声が聞こえてから五分後に私を逮捕したと警部は言っていますが、それは事実です。事件が起きたとき、私は84番のバスを待っていました、それは17番と同じバス停でした [前出の『ローズ・エルユーセフ』誌 (1992年3月30日) 記事のバス停留所監督官の話と食い違っている]。時刻は、かなり遅く、ひどく混雑していましたが、そこに17番のバスがやってきました。人々が走ったとき、私はある声を聞きました。それは、バスの方から聞こえてくるアタバ広場にいる誰かの声でした。そして警官が銃を発砲し、人々が走り寄ってきたので、私は倒れてしまい立ち上がることができませんでした。私のような片足の男がどうして走ることができたでしょう」。記事は、続けて被害者には一人しか弁護士が付いていないのに、ガマルは三人の弁護士を雇っていると書いており、長引く審理の結末が被害者にとって厳しいものとなることを示唆している。

記事の最後は、監察局のマーグダ・ヒラール・カルダーウィー博士 (女性) の監察医としての次のようなコメントで締めくくられている。「私は、13年間監察医の仕事をしていますが、アタバで起きた状況のような凌辱の事例に出会ったことはありません。私としては、事件以前、彼女が完全な処女であったことを確信しています。彼女は、私たち東洋社会で、いや世界のどこでも娘が持つもっとも大切なものを失ってしまいました。ですから彼女は最悪の精神的被害に苦しんでいるのです。どんなに言おうと [ことわざに言うように] 「手を水につけたままの人には、手を火で焼かれる人の気持は分からない」のですから」。

この記事が出てから2カ月後、そして事件発生11カ月後に、突然、驚くような裁判所の審理の結果が公表された。「アタバの娘事件の容疑者、無罪に。娘と目撃者の証言に矛盾」という見出しの記事 (『アル・アハラーム』紙1993年2月16日) の内容は、以下のとおりである。

「アタバの娘、シャーヒナズ・アブデルアジーズ事件が審理されてから11カ月経った昨日、カイロ刑事裁判所は容疑者、ガマル・アブールハマドとガマル・バドル・ムスタファー [同紙の記事では、これまでガマル・バドリーと記載されてきた] の無罪の判決を下した。その理由は、被害者と目撃証人との食い違いにある。

裁判所は、被害者の容疑者に対する告訴を棄却し、弁護費用の支払いを彼女に命じた。また、会計士ガマル・バドル・ムスタファーの告訴を民事裁判所の審理に移すように命じた。裁判所は、容疑者の親戚たちのヒステリー状態に近い絶叫によって騒然となった。『正義 (アドル: 'adl) よ、万歳』。第二容疑者の会計士ガマル・バドル・ムスタファーは、無罪の判決を聞いて、被告席の檻の中で思わず崩れ落ちた」。

さらに、同記事によると、この裁判に被害者は欠席し、またその開廷に際して裁判官は、容疑者の親戚を廷内から退出させ、弁護士と報道関係者だけに限定したという。このような措置は、この容疑者の親族にとっても名誉に係わる裁判がいかに興奮をもたらすもので

あったかを示している。

アタバの娘事件で最後に紹介する報道は、容疑者の無罪判決からさらに1年7カ月後、そして事件発生から数えて2年半も過ぎた後に掲載された「誰もが事件のファイルを閉じること」に反対する。アタバの娘、結婚へ」という見出しの記事(『ローズ・エルユーセフ』誌1994年9月26日)である。同記事は、無罪判決に対し検察は控訴したが、刑事裁判としての判決は覆されないだろうという観測からであろう、これが事件の最後の報道となると断り書きを入れている。すなわち、これは、事件の審理が民事法廷に移り、被害者が501エジプトポンドの賠償請求、二人の「強姦」容疑者は百万エジプトポンドの賠償を要求するという状況をふまえて、見出しとはむしろ逆に、「誰もが反対するにもかかわらず」事件のファイルをマスコミ自らが閉じようとした記事であったともいえるだろう。

このとき、事件の報道に「幕を引く」ために持ち出されたのが、アタバの娘の結婚話であった。同記事によると、事件が大きな反響を呼ぶ中で、見も知らぬ五人の男性が彼女に結婚を申し込んできたという。ただし、彼らの動機は、娘への同情であり、また彼女に対して提供の申し出があったアパートの家賃立替や家具の購入資金といった贈り物を当てこんだものであった。しかし、彼女は、結局、五年前に一度は婚約した男性と結婚することになった。その頃、彼女は、商業学校の一年生であり、恋仲となった相手は近所の男性で友人の兄だったが、決定権を握っていた母親が反対し破談になった。母が反対したのは、自分自身の経験によるものだった。彼女の離婚した前の夫との生活は、愛があったが貧しく、病院に働きに出ざるを得なかった。結局、別れた夫はサウジアラビアに出稼ぎに行くことになったが、彼女が再婚した相手は、またしても豊かではなく、新たに三男、二女を得た暮らしも苦しかったからである。その後、娘は二回婚約したがいずれも結婚にまideaいならなかった。

そして、ある日突然、白いドレスに頭巾(タラハ)という晴れ着に身を包んだアタバの娘が婚約者にとまなわれて路地に現れた。それは、二人のために歌を唄うささやかな行進隊と、弁護士をはじめとする少人数の近所の人たちだけの参列という慎まやかな婚約式であった。彼らは、来月、サイイダ・ナフィーサ・モスク[旧市街にある預言者の孫娘サイイダ・ナフィーサの墓を記念した由緒あるモスク]で結婚契約式を行なうという。

最後に同記事は、アタバの娘は果たして普通の家庭生活を送れるのかという「論理的な質問」に対する専門家の見解を紹介している。国立社会学犯罪学研究中心のイザト・カリーム博士(女性)の話「シャーヒナズさんは、何の過ちも犯したことのなきわめて正常な方です。また、調査によって、罪となるいかなる形の行為も行なっていないことは明らかです。でも、彼女が事件を忘れるにはかなりの時間が必要でしょう。私は、夫が彼女のことをよく理解してくれると信じます。というのは、彼があらゆる障害を乗り越えて、結婚を決意したからです。ただし一般的に言って、二人の結婚にはある種の相互理解が必要です。夫は、いかなる形であれ彼女の前では事件を思い出させないことが肝要ですし、彼女も起きたことは忘れなければいけません」。

V. アタバの娘事件を読む

アタバの娘事件は、やがて忘れ去られてゆくのかもしれない。しかし、この事件は、20世紀エジプトで「実際に起きた」数々の大事件と比べても、決してひけをとらない深い社会的かつ歴史的な意味をもち、人々の記憶の底でこれから何回も解釈しなおされてゆくことだろう。その場合、本稿では、現在という時代に拘束された狭い視野から、また前述の限られた資料から、そして筆者自身の偏りと能力から不十分なものになるとは思いますが、あえてこの事件を読み解くための鍵となる視角を最後に示し、読者の批判を仰ぎたいと思う。

(1) アタバの娘事件を読む第一の鍵は、本稿の最初で述べたアタバ広場という「場所」のもつ意味である。そこで少なからず紙面を費やしたこの問題については、事件の起きたアタバ広場が、現在のエジプト社会全体を表象する中心性をもつ公共的な空間であった、という点を繰り返し述べておくのにとどめたい。あえて付け加えるなら、このアタバ広場がもつ公共性とは対照的な、被害者（そして容疑者）の居住区がもつ「私的空間」としての属性の問題となるであろうか。

(2) 「場所」の次に第二の鍵となるのは、「時代」である。もちろん、信仰の実践が試されるラマダーン月に事件が起きたことは、人々の倫理意識に計り知れない衝撃を与えた。しかし、ここで注目したいのは、事件のより大きな「時代」的背景である。事件が起きた1992年には、今から振り返ると時代の節目となるいくつかの重要な事件が発生した。5000人以上の死者を出した政府とイスラーム主義武装勢力との連続的な抗争事件が過激な形を取ったのは、ほぼこの年からである（その後、同勢力の中心組織、イスラーム集団は、1999年3月に武装闘争停止の最終的決定をした）。また、同年の6月には、イスラーム主義者を批判する著作を発表したりベラリスト知識人、ファラグ・ファウダが暗殺され、その後の思想的テロリズム（ナスル・アブーゼイド夫妻離婚訴訟事件^{*15}など）の先駆けとなった。

こうした政治的事件の背景をなすムバーラク体制の変化が始まったのは、1990-91年の湾岸危機・戦争以降のことである。多国籍軍に参加し、その報酬として巨額の対外債務の返済を免除された同政府は、これ以降、IMFや世銀が指導する経済改革を模範的に推進する一方、開発独裁の性格を強めていった [長沢 2000]。イスラーム急進勢力につづいて、より穏健だが潜在的にはエジプト最大の政治的組織力をもつと言われるムスリム同胞団への弾圧が再開され、また野党に批判された恣意的な選挙運営や、本稿でも触れた新聞法改正によるジャーナリスト逮捕など、国内の政治的な緊張は、1990年代になってより強まった。このような政治経済体制の変容にともなう人々の危機意識がアタバの娘という不可解

*15 ナスル・アブーゼイド事件とは、カイロ大学文学部アラビア語学科のナスル・ハーメド・アブーゼイド講師が、著作内容から背教者と断定され、それを理由にイスラーム教徒である妻との離婚を請求する訴訟を起こされた事件。現代エジプトで横行する知的テロリズムの代表的事例である。同夫妻は、現在、国外生活をよぎなくされている。同事件については [Sfeir 1998] を参照。

な事件そのものを作り出したという解釈も可能かもしれない。

さて、政治的不安や緊張を反映した人々の噂、あるいは共同幻想が生み出した社会現象は、これまでもいくつか発生してきた。その中でもっとも有名なのは、1967年の第三次中東戦争敗北と、そして1980年代半ばの政治不安をそれぞれの時代的背景として、コプト派教会の上空に聖処女マリアの像が出現した事件である（『聖処女二度目の出現』『ローズ・エルユーセフ』誌1986年5月5日。当時の政治不安については伊能 [1993] を参照）。また、アタバの娘事件との関連で、事件の翌年の（1993年）4月に女子学生の集団失神が発生したという出来事にも関心を払っておく必要があると思う。この現象を報道した『アル・アハラーム』紙（1993年4月8日）によれば、13歳から16歳の少女が9県で1300人、集団で失神するという事件が起きた、という*16。この記事の中でも言及されているが、これとよく似た若い女性の集団的な精神疾患という現象は、かつてイスラエル占領下のヨルダン川西岸地区でも起きたことがある。この事件の背景には、1982年7月のイスラエルのレバノン侵攻とサブラ・シャティーラの難民キャンプ虐殺によって高まったパレスチナ人社会の絶望的な強迫意識があった。パレスチナ人の人口増大を抑制するために、イスラエルが飲料水に不妊薬を注入したという当時広まった噂は、若い女性たちの間にパニックを引き起こした。

以上のいずれも、社会的危機と性の象徴性をめぐる問題との間に何がしかの意味のある関連があることを示唆する事例であった。また、これはあまりにも野蛮で露骨な形態ではあったが、旧ユーゴスラビアで起きたエスニック・クレンジングという恐ろしい名前の集団暴行と同様に、民族をめぐる共同体感情と性の象徴性との関連を示す事例の一つとして位置づけることも可能かもしれない。

(3) たしかにアタバの娘事件は、エジプト社会における性と共同体感情との結びつきを示す興味深い事例であった。ところで、エジプトにおいて性のもつ意味を真正面から問い直し、近代的な思维の対象として考察してきた知的な営為として、小説の役割にここで注目してみたい。この点で医師出身のフェミニスト作家、ナッワール・サアダーウィーの一連の作品は、国際的にも有名である。ただし、この事件を解釈する上で有意義な比較を可能にするのは、やはりユーセフ・イドリースの小説、とくに代表作『ハラーム』であろう [イドリース 1984]。貧しさゆえに生んだばかりの不義（ハラーム）の子を扼殺した女の出稼ぎ労働者の罪を、いったい誰が問うことができるのか、という重いテーマを投げかけたこの小説は、舞台となった出稼ぎ先の農場の村（イズバ）の性をめぐる虚飾に満ちた人間関係を暴いてゆく。その場合、ハラームの子が見つかったときに、村中を襲った貞操をめぐる恐慌は、アタバの娘事件の与えた社会的影響と共通する性格をもつ重要な場面であるといえよう。村の男は、自分の管理下にある娘の貞操を疑って、喜劇的なまでの動揺

*16 国防省は、このアヘイラ県をはじめとする少女の集団失神事件に関して化学兵器によるものではない（おそらく湾岸戦争後の世論から寄せられた危惧に対してであろう）という見解を発表している（『アル・アハラーム』紙1993年4月6日記事）。

を示したのであった。

この場面との類比でいうなら、アタバの娘事件は、いわばエジプト社会全体を『ハラーム』の村にした、と表現できないこともない。すなわち、事件を通じて、エジプト社会全体が性を管理し貞操を守る共同体として自らを再確認するという現象が起きたと解釈することも可能なように思う。

また、『ハラーム』などエジプト農村小説が提起する問題点から事件を読むとき、もう一つ付け加えるべき点は、忌むべきもの（ハラーム）を覆い隠す（サタラ）行為である。事実関係を不透明にしたまま、被害者の結婚話によって社会的汚点を覆い隠そうとする事件報道の結末は、「一族の婦女子の身を婚姻によって覆い（サタラ）、社会的に救済する」[奴田原 1985 : 115] まさに災いある事実を粉飾しようとする農村社会の人間関係の技法が、今日のエジプト大衆社会全体に拡大的に応用されたものだといえないこともない。

(4) とはいえ、こうした性をめぐる共同体感情を社会的に支えるべき現実の家族関係が、急速な社会変動の波に洗われつつあるのが現実のエジプト社会である。今回の事実報道で奇異に感ずることの一つは、伝統的な家父長的秩序において被害者の女性を保護するはずの男系の親族、すなわち父親、父方の叔父、あるいは従兄が姿を見せず、一連の記事には母親と年若い弟が登場するだけだったことである。母と離婚した実父は、産油国に出稼ぎ中ということになっているし、同じく決して豊かではない継父も姿を見せず、被害者を気遣ってくれたのは、勤務先の上司の弁護士だけであった。現代エジプトの都市社会の下層には、伝統的家族関係から身を引き離され、家父長的秩序の庇護を受けることもできず、かといってそれに代わって自身を守る新しい社会的な制度をもつことのできない人々が多数暮らしている [長沢 1987]。

また、こうした被害者を取り巻く状況は、エジプトなどアラブ・アフリカ社会の女性問題で国際的な関心を集める女子割礼（女性性器切除：hitān）をめぐって、カイロ世界人口会議（1994年）開催時に問題になったCNN報道事件の場合と対照的であった。当時、この問題に対する報道規制において、重要な役割を演じたのは、政府当局とともに、取材を受け入れた少女一家に対し一族の名誉を汚したとして憤激した同族からの攻撃であった [長沢 1995]。この点で、アタバの娘事件の裁判において、会計士の容疑者の一族が見せた名誉をめぐる興奮に対して、被害者女性の「正当な」保護者であるべき男系親族の影の薄さは、やはりあまりにも対照的であったと言わねばならない。

(5) 事件を読む次の鍵は、事件の社会的反響のところで紹介した法意識における性をめぐる問題である。そこで触れたように、婦女暴行に対する刑罰強化とイスラーム法との関係は、1980年代からすでにマスコミにおいて白熱した議論の対象となってきた。たとえば、1980年の刑法改正（同年第214号法、1983年施行）にもとづいて、はじめて強姦に死刑判決が出された1984年、ときのムフティーがイスラーム法に反ずるとしてこの死刑の執行に同意（taşdiq）をしなかったことがある（『アル・アハラーム』紙1984年12月25日）。この決定に対しては、ムフティー制度の存在意義を含めて批判的な論調が当時、新聞の紙

面を賑わした(同紙1985年4月8日)。しかし、それに続いて前述のマアディーの娘事件が起き、その犯人に再び死刑判決が出されるという経緯(同紙1986年5月13日)を経て、新しく就任したムフティー、前出のタンターウィー博士は、強姦にハッド刑が該当するという解釈を公式にはじめて承認したのであった。すなわち、コーランにおいてハッド刑の適用の根拠となる章句(食卓の章第37節)、「神とその使徒に戦いを挑み、地上に頽廃を撒き散らして歩く者どもの受ける罰として、殺されるか、磔にされるか、手と足を反対側から切り落とされるか、さもなければ国外に追放されるほかはない」に照らし見て、強姦とは「地上に頽廃を撒き散らす」行為そのものではないか、と激昂する世論の動きに同調する解釈を示したのである(『ローズ・エルユーセフ』誌1988年9月26日)。

現代エジプト研究で最大の関心を集めるのは、下からのイスラーム運動と上からの政府によるイスラーム化政策との対抗が織りなす「政治のイスラーム化」現象である。この問題を考える場合、しばしば見過ごされがちなのは、「西歐的=世俗的」対「伝統的=イスラーム的」という形で単純化される政治的言説の世界のはるか下方で、日常的に問い直されつつあるイスラームを媒介にした社会規範の秩序形成のあり方であるといえよう。

たとえば、1970年代以来、主要な政治的争点となってきた「イスラーム法の実施」問題を例に取るなら、それが決して抽象的な政治的言説としてではなく、生活感情と密接に結びついた切実な諸問題を通じて、多様な人々の法意識の中に入ってくる、その具体的な展開形態にこそ注意を払わなければならない。加えて言えば、このイスラーム法における強姦への死刑適用問題において注目されるのは、ムフティーの法判断が世論の動向に敏感に対応しているように見える点である。

この点に関連して留意したい問題として、この政治的自由の制約という条件付きの大衆情報社会の中で、公的な世論形成において専門家が果たす役割が挙げられる。イスラーム知識人(ウラマー)であれ、近代諸科学の有識者であれ、これら知識人の公的な言説の中には、もちろんそこには埋めようのない隔たりがあるとしても、民衆の法意識が浸透しているという問題である*17。

(6) アタバの娘事件において、民衆の日常意識を表出する役割を果たす、これら有識者の世論形成(誘導)に占める位置を考える点でもぜひここで言及しておきたいのは、この事件に対する女性の視点である。上記に挙げた性をめぐる共同体的感情や家父長的秩序を前提にした考え方が男性支配の社会的言説にもとづくものであるとするならば、アタバの娘事件に対する女性の視点というのはいかなる形態を取りうるのか。これもまた難しい設問であるが、ここでは本稿が扱った記事に登場する14人の専門家のうち4人が女性である点を取りあえず指摘しておきたい。中でも、人民議会法務委員会委員長と事件を扱った

*17 たとえば、[Labidi 1999] が示しているように、エジプトにおける臓器移植問題をめぐってウラマーと近代科学者の間に交わされた議論を考える上で、これらの専門家の意見に民衆各層の感情や物の見方が反映されているという認識はひとつの参考になる。

監察医という重要な役回りが女性に割り振られていた点には、少なからぬ社会的意味が込められているように思う。その一方で、こうした公的言説の管理に参加する知的エリート
の女性の対極には、本稿で紹介した記事の中に登場する「普通」の女性たちの姿がある。
事件に対して「素直な」反応を示した若い女性たち、娘の醜聞（ファディーハ）を恐れた
母親、そして娘の名誉のためにガラビーヤを渡して血で汚れた恥辱を覆い隠そう（サタ
ラ）としたタバコ屋女主人。彼女たちは、それぞれの生活経験に直接根ざした主張を通じ、
性をめぐる支配的な言説の世界に対し、どのような態度で向き合おうとしたのか。単純な
図式かもしれないが、そこには男性優位の公的言説の世界に対して、社会的距離を異にし
たこれら二組の女性たちが、それぞれ異なった関係を取り結んでいる、ひとつの構図を見
出すこともできると思う。

(7) しかし、それにしても『ローズ・エルユーセフ』誌の見出しにあったように「アタ
バの娘事件の真実」とはいったい何だったのであろう。食い違う複数の目撃者の証言、被
害者の訴え、容疑者の申し立てという混乱した情報の中から、どのような一貫した事実を
導き出すことができるのか。とくに本稿で用いた新聞雑誌報道の信頼性の低さは、容疑者
の名前が同一紙の中でさえ統一されていないことから分かる。このような混乱した情報
は、さまざまな噂や伝聞が行き交う現代エジプトの大衆社会という文脈の中から生まれ
て来たというべきかもしれない。

筆者が個人的にエジプト人の知人から聞いた「噂」には、相思相愛の婚約者から引き離
された被害者の娘による狂言であった、あるいは婚期が遅れた彼女の妄想（処女喪失をめ
ぐる）であったという推測、さらには言論統制を狙っていた警察の「やらせ」事件だった
という疑惑など、暴行の事実そのものを否定する解釈すらあった。

しかし、それらが噂にしても、信じがたい暴行の事実があったという社会的に広まった
認識には、事件の社会的反響のところで述べたように、その背後に事件の「観衆」であ
った大衆の欲望や妄想と結びついた危機意識を感じ取ることができる。こうした危機意識が
(2)で述べた時代状況、あるいは(3)と(4)で言及した性をめぐる共同体感情とこれを支
える伝統的家族秩序の動揺などの議論から、どの程度、説得力のある説明が可能なのか、
筆者には不明である。たとえば、こうした危機意識をイスラーム運動の展開と直接結びつ
けて論ずるのにも躊躇を覚える。現代のイスラーム運動は、貧困や失業といった経済的要
因だけで説明できないと同様に、伝統的秩序の崩壊に対する社会の自衛作用という解釈
の枠には収まらない歴史的現象と考えてみたいからである。

(8) 最後に本稿を閉じるにあたり、「はじめに」の議論に立ち戻り、被害者の女性の苦
しみに思いを少しでも近づけてみようと思う。そうすると、上記のように事件をめぐって
多様な方向に乱反射する問題領域の中で、やはり性をめぐる人間の尊厳と名誉の問題が中
心的な位置を占めていることにあらためて気がつく。被害者とその家族の名誉、容疑者お

*18 代表的な研究として [Peristiany 1966] などがある。

よびその一族の名誉、事件を知った人たちの感じた名誉、それらの対立し、また共鳴しあう性をめぐる名誉の意識の世界は、これまで中東人類学の伝統的な研究領域であった*18。

仮にここで名誉とは人間の尊厳を内に入れる容器のようなものと表現することが許されるなら、これらの研究ではいわばこうした器の形状のレベルにおいて議論が展開されてきたといえるかもしれない。もとより筆者にこの問題に関して批判的な研究を行なう能力はないのだが、これらの性と名誉をめぐる考察は、名誉によって守られるべき人間の尊厳そのものをめぐる文化理解の問題にまで立ち入って行なわなければならないように思う。それもまた、性を研究対象とする場合の地域研究の重要な課題である。

参考文献

飯塚正人

1993 「エジプトにおける二つのイスラーム国家論」伊能武次編『中東諸国における政治経済変動の諸相』アジア経済研究所。

イドリース、ユースフ（奴田原睦明訳）

1984 (1959) 『ハラーム：禁忌』第三書館。

伊能武次

1993 『現代エジプト政治』朔北社。

Muhammad, Kamāl al-Sayyid

1986 *asmā' wa musammaymīnāt min miṣr al-qāhira*

[カイロの地名とその由来], Cairo: al-Hay'a al-Miṣriya al-Āmma li-l-Kitāb.

Labidi, Lilia

1999 "Dynamics of Change in the Medical Sector in the Islamic World", International Symposium: Beyond the Border, A New Framework for Understanding the Dynamism of Muslim Societies, Islamic Area Studies, Tokyo, Japan.

長沢栄治

1987 「エジプトにおける家族関係の近代化」『現代の中東』第2号。

1991 「都市化と社会的連帯—上エジプト農村とアレキサンドリア市港湾労働者社会との事例比較」加納弘勝編『中東の民衆と社会意識』アジア経済研究所。

1994 「近代エジプトの村長職をめぐる権力関係」伊能武次編『中東の国家と権力構造』アジア経済研究所。

1995 「エジプト—新聞報道の自由化をめぐる」アジア経済研究所編『第三世界のマスメディア』明石書店。

1996 「エジプト—「ナセルのエジプト」は変わったか」日本国際問題研究所（小杉泰編）『中東諸国の政治経済構造と政策決定の基本条件』。

2000 「現代エジプトの社会問題とNGO」『イスラム世界』第54号。

奴田原睦明

1985 『エジプト人はどこにいるか』第三書館。

Peristiany, Jean G. ed.

1966 *Honour and Shame: the Values of Mediterranean Society*, Chicago: the University of Chicago Press.

Sfeir, George N.

1997 "Basic Freedoms in a Fractured Legal Culture: Egypt and the Case of Nasr Hamid Abu Zayd," *Middle East Journal* (52-3), Summer 1998.

店田廣文

1999 『エジプトの都市社会』早稲田大学出版会。

Zakī, 'Abd al-Raḥmān

1969 *mawsū'a madīna al-qāhira* [カイロ市小百科], Maktaba al-Anjulū al-Miṣriya.